# 感染症対策指針

株式会社ブライト 介護サービスセンターブライト八尾 介護サービスセンターブライト志紀 放課後等デイサービス椋の木

#### 1. 目的

株式会社ブライトの提供するサービスは施設や事業所、お客様の自宅などを組み合わせて提供されるが、各サービスの特性も理解する必要がある。一人の職員が複数のお客様を担当することが常であり、職員を介して感染症が広がることもある。一旦、感染症が現場に持ち込まれると、集団発生となり得るので、まずは予防すること、そして発生した場合には、最小限に食い止めることが必要である。そのため、感染症の基本的な事項を理解し、日々の現場で実践できるよう本指針を定める。

## 2. 基本的方針

- ① 管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及び蔓延の防止に努める。
- ② 国内や地域の感染症状況を把握し、職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- ③ 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、蔓延を最小限に抑える対策を 実施する。
- ④ 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底する。

## 3. 基本的方針に基づいた取り組み

- ① 委員会を設置し、感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても 蔓延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
- ② 国内や地域の感染症状況を把握し、感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルに則り、お客様へ感染させないよう努める。
- ③ 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止または退勤する。また、お客様に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他のお客様に感染症が蔓延しないように努める
- ④ 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知する。また、感染症発生や蔓延の状況について委員会で検討し、それらの対策を速やかに伝達し実施する。

## 4. 委員会の設置

基本的方針に基づき、委員会を設置する。

- (1)委員会の構成職員各事業所より代表者1名、管理本部より1名
- (2) 検討内容
- ①事業所内感染症対策の立案・検証・修正
- ②各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

## 5. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及び蔓延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期 的に見直しを行う。

また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対応についても、必要であればマニュアルの整備を行う。

#### (2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は事業所にて蔓延が起こった場合であっても、お客様へサービスの提供が継続できよう事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

#### 6. 感染症予防の徹底

平常時の感染症予防として、以下を徹底する。なお、地域感染蔓延時等の対策については 感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防対策の徹底

地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症蔓延時期には以下の標準予防策 を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ ワクチン接種
- (2) お客様への呼びかけ

お客様へも感染予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能 な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② デイサービス利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時のサービス利用中止
- ⑤ ワクチン接種

#### 7. 感染症蔓延防止の徹底

職員又はお客様が感染症に罹患した場合、蔓延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

- (1) 職員の規定された日数の出勤停止。
- (2) 提携医と相談し、必要であれば所轄保健所へ連絡する。
- (3) お客様の規定された日数の利用停止。
- (4) 関係機関へ連絡し、必要であれば協力依頼を行う。

## 8. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- (1) 感染症発生及び蔓延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため、 事業所ごとに研修を実施する。
- (2) 冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識の普及・啓発を促す。
- (3) 未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記期間に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

附則 この指針は、令和5年11月1日より施行する。